

こどもの人権問題に関して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた主な事例

1. 小学校におけるいじめ事案

◆小学生の児童が、同級生から、吃音をからかわれるなどのいじめを受けていたにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないことにより、不登校を余儀なくされているとして、当該児童の親から相談があった事案である。

法務局が調査した結果、担任教諭が、当該児童から複数回相談を受けていたにもかかわらず、学校長に報告しなかったため、学校における対応が適切に行われず、当該児童に対するいじめが続いたことが認められた。

法務局は、学校長に対し、いじめによる被害防止に向けた取組に一層努めるよう要請した。

(措置:「要請」)

2. 中学生に対する虐待事案

◆中学生の生徒が、親から殴られるなどの暴行を受けており、児童相談所への保護を求めて交番に行きたいとして、「LINEじんけん相談」に相談があった事案である。

法務局は、直ちに、当該生徒の最寄りの警察署及び児童相談所に対し、情報を提供するとともに、対応を依頼した。

その結果、当該生徒は、警察に保護された後、児童相談所の施設に入所することとなり、当該生徒の安全を速やかに確保することができた。

(措置:「援助」)